

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月20日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年3月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	3月10日、気水分離器等貯蔵プール内における金属片らしきものを調査した結果、3月4日原子炉内の制御棒案内管内より全量を回収したとお知らせした当該制御棒の欠損部材の一部であると判断した。なお、今回の調査に伴い、原子炉シュラウド外周部において、3月19日、棒状の金属を回収及び今後調査	3月20日公表済

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	主油タンク室入口脇の電線管端子箱において、閉止板取付用ビスの外れが認められたため、当該ビスを取付	
2	1号機	主発電機のブラシにおいて、交換目安の長さとなったものが認められたため、当該ブラシを交換	
3	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)ドレン第1弁(MO-12-4-22A)において、開側表示用リミットスイッチの不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	
4	2号機	活性炭ホールドアップ装置除湿冷却器用グリコールタンクにおいて、レベルゲージ下部取出弁のグランド部に冷媒のにじみが認められたため、グランド部を点検・調整	
5	2号機	エリア放射線モニタ(1-2)の記録計において、チャートの紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
6	3号機	廃スラッジデカントポンプの点検時、軸振れ測定値に管理値外れ及び軸受カバーの破損が認められたため、当該部を交換	
7	3号機	所内ボイラ室酸素濃度指示計において、指示不良が認められたため、当該計器を点検・校正	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	3号機	逆洗弁ピット内100Vコンセントにおいて、プラグ差込部の破損が認められたため、当該部を点検・修理	
9	3号機	屋外海水ダクトのドレン移送配管用電気ヒータにおいて、コントロールボックスの付け根部保温材に変形等が認められたため、当該部を点検・修理	
10	6号機	残留熱除去海水系ポンプ(B・D)吐出圧力指示計(PI-E12-92B・D)の点検時、検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	
11	6号機	タービン補機冷却水系熱交換器(A・B・C)海水側入口圧力テスト弁(7-11V10-315・316・317)の浸透探傷検査時、弁棒の径変化部に指示模様が認められたため、当該部を修理	
12	6号機	補機冷却海水ポンプ出口ヘッダベント弁(7-11V51-203)の浸透探傷検査時、弁棒の径変化部に指示模様が認められたため、当該部を修理	
13	6号機	雑固体廃棄物常設集積所において、投棄基準の線量当量率を超過している廃棄物(ウエス:1袋)が発見されたため、廃棄物を回収及び対応検討	
14	6号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品(吊りひも)が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	
15	6号機	タービン建屋ストームドレンサンプポンプ(B)において、レベルスイッチに設定不良(ドリフト)が認められたため、リミットスイッチを点検・校正	
16	6号機	原子炉再循環系MGセット冷却水熱交換器(A)海水側入口配管ブロー弁(V-7-45V3-1A)において、シートリーク(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
17	6号機	プロセスモニタ機能検査(1F6-19-41-M)において、検査要領書にモニタ名称等の誤記(3箇所)が認められたため、誤記を訂正後、検査を再開	
18	6号機	廃棄物処理建屋制御室において、100Vコンセント(西側扉脇)電源の供給不能が認められたため、当該電源回路を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで